

古賀市男女共同参画表彰要綱

平成27年11月20日

(目的)

第1条 この要綱は、古賀市における男女共同参画社会の形成に積極的に取り組み、他の模範として推奨できる個人又は団体を表彰することによって、男女共同参画社会づくりに対する市民の一層の関心と意欲を高め、豊かで活力ある男女共同参画社会の実現に資することを目的とする「古賀市男女共同参画表彰」の実施に必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 市長は、本市における男女共同参画社会の形成に積極的に取り組み、他の模範として推奨できる個人又は団体を表彰する。

2 前項の規定により表彰を受けるものは、次のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 本市に在住、在勤若しくは在学する個人又は本市に所在する企業若しくは団体
- (2) もっぱら本市の市域内において活動してきた個人、企業又は団体

(候補者の推薦)

第3条 次の各号の長は、表彰にふさわしい候補者又は候補団体を市長に推薦することができる。

- (1) 古賀市
- (2) 古賀市教育委員会
- (3) 古賀市市民活動支援センター
- (4) 古賀市男女共同参画啓発推進委員会
- (5) 古賀市体育協会
- (6) 古賀市文化協会
- (7) 古賀市社会福祉協議会
- (8) 古賀市商工会
- (9) その他総務部長が適当と認める団体

2 前項の規定により推薦を行う者は、古賀市男女共同参画表彰候補推薦書により、推薦するものとする。

(被表彰者の決定)

第4条 市長は、前条の規定により推薦を受けたものについて古賀市男女共同参画審議会に諮問し、その答申を踏まえて被表彰者又は被表彰団体（以下被表彰者とする）を決定するものとする。

(被表彰者の数)

第5条 この表彰における被表彰者の数は、企業、団体、個人から原則各1名又は1団体程度とする。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、毎年度市長が行い、表彰状を授与する。

2 表彰には記念品を添えることができる。

(表彰の除外)

第7条 次の各号の一に該当するものについては、表彰の対象から除くものとする。

(1) この要綱による、同一の種類の表彰を既に受賞したもの

(2) 男女共同参画を本務とする市の出資法人及びその法人に在職する役員又は職員
(事務局)

第8条 表彰に関する事務は、コミュニティ推進課において行う。

(実施細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施について必要な事項は、総務部長が別に定める。